

第150回・第151回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について

1. 令和7年1月10日14時00分から第150回自動車損害賠償責任保険審議会、令和7年1月17日15時00分から第151回自動車損害賠償責任保険審議会、それぞれが開催されました。
2. 第150回自動車損害賠償責任保険審議会では、令和6年度料率検証結果の報告が行われました。報告された損害率（※1）は次のとおりです。

契約年度	令和6年度	令和7年度
前回（令和5年4月） 改定時予定損害率	133.5%	
令和6年度検証結果 による損害率	131.5%	130.3%

（※1）損害率 = （支払保険金 / 収入純保険料） × 100

3. 令和5年4月の基準料率改定時の予定損害率との乖離は令和6年度で▲1.5%、令和7年度で▲2.6%に留まっており、検証結果を受けた基準料率の改定は必要ないものとされました。
4. また、第149回自動車損害賠償責任保険審議会において検討を要請されていた「自賠責保険における経費計算基準の見直し等」について、日本損害保険協会からその検討結果の報告がありました。
5. 第151回自動車損害賠償責任保険審議会では、キャッシュレス決済手段を通じた共済掛金の収受等を可能とするために、共済規程を一部変更することについて、行政庁が行う認可に対して同意することに関して諮問が行われました。
審議の結果、特段異議はないものとして了承されました。

（参考）諮問に対するの答申、議事要旨、及び議事録については後日公表します。

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000（代表）
 監督局保険課（内線3859、3496）